

成保育第1942号
令和2年8月28日

保護者 各位

成田市健康こども部保育課

保育所等における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

日頃より、本市の保育行政に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、市内においても感染者が報告されている状況等を踏まえ、本市の保育所等における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につきましては、以下の通りとしますのでお知らせいたします。

なお、お子さんやその家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、または、PCR検査を受診することとなった場合には、在籍する保育所等に必ずご連絡ください。

1. 保育所等を利用している児童が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
当該児童が利用する保育所等は休園とします。休園期間は、14日間とすることを原則とし、県と協議のうえ決定します。
2. 保育所等の職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
当該職員が勤務する保育所等は休園とします。休園期間は、14日間とすることを原則とし、県と協議のうえ決定します。
3. 保育所等を利用している児童が濃厚接触者として特定された場合
当該保育所等は休園とせず、市は当該児童に対して登園自粛を要請します。登園自粛期間は、感染者と最後に接触した日から起算して14日間とすることを原則とし、県の指示に従います。
4. 保育所等の職員が濃厚接触者として特定された場合
当該保育所等は休園とせず、当該職員は自宅待機とします。自宅待機期間は、感染者と最後に接触した日から起算して14日間とすることを原則とし、県の指示に従います。
5. 保育所等を利用している児童の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
当該保育所等は休園とせず、市は当該児童に対して濃厚接触者が特定されるまで登園自粛を要請とします。
6. 保育料について
上記により、休園又は市が登園自粛を要請した場合の保育料は日割り計算します。

問い合わせ先：保育課0476-20-1607